

学 校 評 議 員 設 置 要 綱 (平成24年5月1日改正)
桶 川 市 教 育 委 員 会

(趣 旨)

第1条 この要綱は、桶川市立小・中学校管理規則（昭和32年桶川市教委規則第16号）第34条の規定に基づき、桶川市立小・中学校に置く学校評議員（以下「評議員」という。）の運営等に関して必要な事項を定めるものとする。

(役割等)

第2条 評議員は、校長の求めに応じ、教育活動の実施、学校と地域社会の連携の推進等、校長の行う学校運営に関し意見を述べ、又は助言を行うことができる。

2 校長は、学校運営に関し、自己の権限と責任に属する事項のうち必要と認める事項について、評議員に意見又は助言を求めるものとする。

(構成・委嘱)

第3条 学校に置く評議員の数は、8人以内とする。

2 評議員は、市内学校の職員や児童・生徒以外の者で、教育に関する理解及び識見を有するものの中から、校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。

(任 期)

第4条 評議員の任期は、委嘱の日からその年度末までとする。ただし、年度の途中で欠けた場合は空席とする。

2 評議員は再任することができる。

3 校長の申し出により、教育長が必要と認めた場合には、任期満了前に評議員の委嘱を解くことができる。

(秘密の保持)

第5条 評議員は、その役割を遂行するうえで知り得た秘密を漏らしてはならない。評議員を退いた後も同様とする。

(意見交換の機会)

第6条 校長は、必要に応じ、評議員が一堂に会して意見を述べ、助言を行い、また意見を交換するための機会を設けることができる。

2 この会は、校長が主宰する。

(運 営)

第7条 評議員の運営は、校長の責任と権限において行うものとする。

(経 費)

第8条 評議員にかかわる経費（公務災害補償保険料を含む）は、桶川市教育委員会の予算の範囲内とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、評議員に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年8月1日から施行する。

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。